人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)の申請に必要となる書類一覧 (令和2年2月14日以降)

計画届提出時に必要な書類

	カルカかい サイトニリ	しん士
(1)		1 4 E
\ _ /	/1 X 4 Db 3 R D/1	

(1)	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)(一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成 訓練)計画届(様式第1-1号)				
(2)	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類				
	a 企業の資本の額または出資の総額により、中小企業事業主に該当する場合 登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類など 満査でお伺いする ため、日程表の提				
	b 企業全体の常時使用する労働者の数により、中小企業事業主に該当する場合 事業所確認票(様式第6号)	111 - 12			
(3)	職業訓練の実施内容を確認するための書類(訓練カリキュラムなど)				
(4)	Off-JTの講師要件を確認する書類(様式第1-1号(別添様式3)) (パンフレット詳細版P9の①一般職業訓練(4)3に該当する場合のみ添付)				
	訓練期間中の対象労働者の労働条件が確認できる書類(雇用契約書、労働条件通知書など)				
] (5) 対象労働者が訓練計画を提出する日までに訓練計画届を提出する事業所に雇用されていない場合に限り、 訓練計画届提出後から訓練開始日の前日までの間で提出可能となった後、(8)とあわせて速やかに提出 してください。					
(6)	対象労働者が育児休業期間中に訓練の受講を開始することが分かる書類(対象労働者の育児休業申出書等) (育児休業中訓練である場合のみ)				
(7)	7) その他、管轄労働局長が必要と認める書類				
(8)	((5)を訓練計画提出後に提出する場合のみ添付) (8) 訓練計画届裏面の確認事項(③、⑤、⑥欄)について確認した書類(任意様式:様式例「人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)対象労働者に関する確認書」)				

② 有期実習型訓練

(1)	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(有期実習型訓練))計画届(様式第1-2号)			
(2)	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類			
	a 企業の資本の額または出資の総額により、中小企業事業主に該当する場合 登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類など			
	o 企業全体の常時使用する労働者の数により、中小企業事業主に該当する場合 事業所確認票(様式第6号)			
(3)	ジョブ・カード様式3-3-1-1:企業実習・OJT用(写) <u>※原本ではなく、写しを提出してください</u>			
(4)	有期実習型訓練に係る訓練カリキュラム(様式第1-2号(別添様式1) (訓練計画届の提出時に訓練対象者を雇用している場合には、ジョブ・カード作成アドバイザー等による キャリアコンサルティング実施済みのもの) 訓練対象者の人数分提出が必要です。			
(5)	有期実習型訓練に係る訓練計画予定表(様式第1-2号(別添様式2))			

(次ページにつづく)

(4)の職務または科目ごとの実施 時期がわかる書類で代用可。 訓練予定日に実地調査でお伺いす るため、(5)のほかに日程表の提 出をお願いすることがあります。

(6)	(6) Off-JTの講師要件を確認する書類(様式第1-1号(別添様式3)) (パンフレット詳細版P9の①一般職業訓練(4) 3 に該当する場合のみ添付)			
(7)	訓練期間中の対象労働者の労働条件が確認できる書類	対象労働者が訓練計画を提出す		
(8)	ジョブ・カード様式1-1 (キャリア・プランシート)、ジョブ・カード様式2 (職務経歴シート)、ジョブ・カード様式3-1 (職業能力証明(免許・資格)シート)及びジョブ・カード様式3-2 (職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート(写) ※原本ではなく、写しを提出してください。また、様式の編集は認められませんのでご留意ください。 新規学卒者など職歴が乏しい者については、様式1-2で代用可。新規学校卒業予定者(訓練に応募する時点(訓練対象者として選定した時点)で卒業している者は不可)の場合は省略できます。	る日までに訓練計画届を提出する事業所に雇用されていない場合に限り、訓練計画届提出後から訓練開始日の前日までの間で提出可能となった後、(10)とあわせて速やかに提出してください。		
(9)	その他、管轄労働局長が必要と認める書類			
(10)	((7)(8)を訓練計画提出後に提出する場合のみ添付) ◀ 訓練計画届裏面の確認事項(⑨~⑪欄)について確認した書類(任意様 金(特別育成訓練コース)対象労働者に関する確認書」)	式:様式例「人材開発支援助成		

- ※1 派遣型活用事業主の場合、以下の点に留意してください。
 - 〇 有期実習型訓練の訓練計画届は派遣元事業主と派遣先事業主が共同で作成し、派遣先事業主が管轄労働局長に提出してください。
 - 訓練計画届に添付する書類は派遣元事業主と派遣先事業主が共同で準備してください。
 - ・(1)~(8)の書類に加え、「紹介予定派遣に係る労働者派遣契約書」を添付してください。
 - ・(2)の書類は、派遣元事業主と派遣先事業主それぞれの提出が必要です。
- ※2 旧様式(平成27年9月30日までに使用されていた様式)のジョブ・カードで作成したものを提出することは認められません。
- ※3 新規学校卒業予定者を対象とする場合は、必要に応じて本人、学校等からの同意書、事業主からの申立書などの 提出を求めることがあります。

-	METHIC 4	<u> </u>	
3	中小①	と業等担い手育成訓練	
	(1)	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(中小企業等担い手育成訓練))計画原	届(様式第1-3号)
	(2)	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類	訓練予定日に実地
		a 企業の資本の額または出資の総額により、中小企業事業主に該当する場合 登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類など	調査でお伺いする ため、(4)のほかに 日程表の提出をお
		b 企業全体の常時使用する労働者の数により、中小企業事業主に該当する場合 事業所確認票(様式第6号)	願いすることがあ ります。
	(3)	中小企業等担い手育成訓練に係る訓練カリキュラム(様式第1-3号(別添様式)	1))
	(4)	中小企業等担い手育成訓練に係る訓練計画予定表(様式第1-3号(別添様式2))
	(5)	事業主と支援団体が作成する訓練計画	
		訓練期間中の対象労働者の労働条件が確認できる書類(雇用契約書、労働条件通知	和書など)
	(6)	対象労働者が訓練計画を提出する日までに訓練計画届を提出する事業所に雇用されてい 訓練計画届提出後から訓練開始日の前日までの間で提出可能となった後、(8)とあわせて してください。	
	(7)	その他、管轄労働局長が必要と認める書類	
	(8)	((6)を訓練計画提出後に提出する場合のみ添付) ◀ 訓練計画届裏面の確認事項(⑨〜⑪欄)について確認した書類(任意様式:様式係金(特別育成訓練コース)対象労働者に関する確認書」)	列「人材開発支援助成

支給申請時に必要な書類

1 一般職業訓練

確認	項番	提出書類
	1	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)支給申請書(様式第5号)
	2	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
	3	支払方法・受取人住所届 ※未登録または変更する場合
	4	特別育成訓練コース内訳(様式第5号(別添様式1))
	5	賃金助成及び実施助成の内訳(様式第5号(別添様式2))
	6	経費助成の内訳(様式第5号(別添様式3-1)) ※中長期的キャリア形成訓練の場合は様式第5号(別添様式3-2)
	7	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)OFF-JT実施状況報告書(様式第5号(別添様 式4-1)) ※育児休業中訓練、一般教育訓練給付指定講座の通信制のみの訓練の場合を除く
	8	訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類(出勤簿など) ※育児休業中訓練、一般教育訓練給付指定講座の通信制のみの訓練の場合を除く
	9	対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類(賃 金台帳など)
	10	申請事業主が訓練にかかる経費を負担していることを確認するための書類(領収書、振込通 知書、請求内訳書、総勘定元帳など)
	11	育児休業中訓練の受講に関する申立書(様式第5号(別添様式6)) ※育児休業中訓練である場合に限る
	12	中長期的キャリア形成訓練の受講に関する申立書(様式第5号(別添様式5)) ※中長期的キャリア形成訓練である場合に限る
	13	雇保則第101条の2の7第2号に基づき中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練又は同条第1号の2に基づき厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練の受講・修了基準を訓練受講者が満たしていることを証明する書類(様式第5号(別添様式9)) ※中長期的キャリア形成訓練である場合に限る
	14	雇保則第101条の2の7第1号に基づき厚生労働大臣が指定する一般教育訓練の修了基準を訓練受講者が満たしていることを証明する書類(雇用保険の教育訓練給付金の支給申請に必要な書類として教育訓練機関が発行する修了証明書等) ※一般教育訓練給付指定講座の通信制の訓練である場合に限る
	15	訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書(様 式第5号(別添様式7))
	16	申請事業主が事業を変更したことが分かる書類(事業の目的変更後の登記事項証明書又は事業の概要変更後の個人事業の開業・廃業等届出書(控用)の写し) ※事業主が進出予定の他分野の事業に係る職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練等を実施した場合に限る
	17	その他管轄労働局長が必要と認める書類(就業規則・OFF-JT実施場所の見取り図・OFF- JT訓練で使用した教材の目次等の写し等)

② 有期実習型訓練

確認	項番	提出書類
	1	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)支給申請書(様式第5号)
	2	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
	3	支払方法・受取人住所届 ※未登録または変更する場合
	4	特別育成訓練コース内訳(様式第5号(別添様式1))
	5	賃金助成及び実施助成の内訳(様式第5号(別添様式2))
	6	経費助成の内訳(様式第5号(別添様式3-1))
	7	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)OFF-JT実施状況報告書(様式第 5号(別添様式 4 - 1))
	8	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)OJT実施状況報告書(様式第5号 (別添様式4-2))
	9	訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類(出勤簿など)
	10	対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類(賃金台帳など)
	11	申請事業主が訓練にかかる経費を負担していることを確認するための書類(領収書、振込通知書、請求内訳書、総勘定元帳など)
	12	訓練対象者ごとのジョブ・カードの様式 3 - 3 - 1 - 1 : 企業実習・OJT用 (写) ※原本ではなく、写しを提出してください
	13	訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書(様式第5号(別添様式7))
	14	その他管轄労働局長が必要と認める書類(就業規則・OFF-JT実施場所の見取り図・OFF-JT訓練で使用した教材の目次等の写し等)

※ 派遣型活用事業主の場合、以下の点に留意してください。

- 派遣型活用事業主の場合は、「支給申請書に添付が必要な書類」については派遣元事業主と共同して準備し、派遣先事業主が管轄労働局長に提出してください。
- 派遣元事業主が賃金助成、または、経費助成の支給を希望する場合は、派遣元事業主振込先等確認表(様式第5号(別添様式8))を提出してください。

③ 中小企業等担い手育成訓練

確認	項番	提出書類
	1	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)支給申請書(様式第5号)
	2	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
	3	支払方法・受取人住所届 ※未登録または変更する場合
	4	特別育成訓練コース内訳(様式第5号(別添様式1))
	5	賃金助成及び実施助成の内訳(様式第5号(別添様式2))
	6	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)OFF-JT実施状況報告書(様式第5号(別添様式4-1))
	7	人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)OJT実施状況報告書(様式第5号 (別添様式4-2))
	8	訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類(出勤簿など)
	9	対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類(賃金台帳など)
	10	資格にかかる合格証書(写)(人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(中小 企業等担い手育成訓練))計画届(様式第1-3)の17欄に記載する資格)
	11	訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書(様式第5号(別添様式7))
	12	その他管轄労働局長が必要と認める書類(就業規則・OFF-JT実施場所の見取り図・OFF-JT訓練で使用した教材の目次等の写し等)

④ 生産性要件を満たした場合に必要な書類

(申請時期にご留意ください。パンフレット詳細版P.8参照)

生産性要件による割増助成を希望する場合				
様式	□支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)			
	□生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)	通常分の助成を受けた 訓練に係る訓練実施計		
	□人材開発支援助成金 支給申請書(様式第5号)	画届を提出した時点の 様式をお使いください。		
	□特別育成訓練コース内訳(様式第5号(別添様式1))	(MATUCOSIAV - C/CCV-6)		
	□賃金助成及び実施助成内訳(様式第5号(別添様式2))			
添	□割増助成の元となった訓練にかかる支給決定通知書の写し			
付書類	□生産性要件算定シートの根拠となる証拠書類 (損益計算書、総勘定元帳など)			

- これらの書類のほかに、労働局長が書類の提出を求める場合があります。
- 計画届の提出や支給申請に当たってご不明な点は、管轄の都道府県労働局にお問合せください。